

家屋を取り壊した方は届出を！

家屋や倉庫など建物の一部や全部を取り壊したり、年内に取り壊す予定のある方は、町民課税務係に「固定資産異動届」を提出してください。（用紙は町民課税務係にあります）

取り壊した建物については、翌年度から固定資産税が課税されませんが、届出がないと課税されてしまうことがありますので、早めにご連絡ください。

なお、登記している家屋を取り壊した場合で、管轄の法務局で滅失登記の手続きをした方は、届出の必要はありません。

▶問合せ 町民課税務係 ☎ 2112



東京都市圏パーソントリップ調査に ご協力をお願いいたします

人の1日の移動を把握し、暮らしやすい都市づくりの検討を進めるために、9月～12月にかけて千葉県は神崎町と共同で、交通に関する「東京都市圏パーソントリップ調査」を実施いたします。この調査結果は、将来の道路網計画や災害時の帰宅困難者対策の検討などに、広く利用可能です。

調査実施にあたり、住民基本台帳を基に無作為に選んだ世帯を対象に、調査票をお送りいたしますので、ご協力をお願いいたします。

▶問合せ 千葉県都市計画課 ☎ 043-223-3161

9月30日はクサゼロの日

本町では5月30日をゴミゼロの日として、各地区において空き缶拾いなどの清掃活動を町内全域で実施して頂いております。町ではゴミゼロ運動に加えて、更にまちをきれいにし、明るいまちづくりを進めるため、道路や公共施設等の草刈運動へのご協力をお願いしています。

全町的な運動とするために、9月30日をクサゼロの日として定め、9月をクサゼロ月間として、クサゼロ運動を推進しています。

町民の皆さんには、この運動の趣旨をご理解頂き、ご協力お願いいたします。

▶問合せ
まちづくり課
☎ 2114



「住宅・土地統計調査」を実施します

人が居住する建物や世帯などに関する実態を明らかにし、住生活に関連する施策の基礎資料とするため、10月1日現在で住宅・土地統計調査を実施します。

無作為に選ばれた調査対象の世帯に、9月中旬から、調査員が伺います。この調査の回答はパソコンやスマートフォンを使って、より簡単・便利にすることができます。調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。



▶問合せ 千葉県統計課 ☎ 043-223-2223